

県南広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成28年4月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 衣川水沢線
- （3）決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
奥州市衣川区古戸69番8地先から水沢区佐倉河字竈神5番7地先まで	m 54.5～6.8	m 17,892.0

- （4）区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 前沢北上線
- （3）決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢区字南塔ヶ崎19番1地先から北上市上江釣子2地割201番1地先まで	m 52.6～8.5	m 34,130.5

- （4）区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部及び土木部北上土木センター
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで